

指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所
指定（介護予防）福祉用具貸与事業所 管理者各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

軽度者に対する指定（介護予防）福祉用具貸与費の算定について

本市における、軽度者に対する指定（介護予防）福祉用具貸与費の算定（以下「例外給付」という。）の取扱いについては、以下のとおりとしますので、ご注意ください。

1 例外給付について

軽度者に対して、その状態像から見て使用が想定しにくい一部の福祉用具（表 1 参照）については、原則として算定できない。

ただし、表 2 で厚生労働大臣が定める者のイに該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能である。

【表 1：算定できない種目】

要支援 1・2、要介護 1	
・車いす	・車いす付属品
・特殊寝台及び	・特殊寝台付属品
・床ずれ防止用具	・体位変換器
・認知症老人徘徊感知機器	・移動用リフト（つり具の部分を除く。）
要支援 1・2、要介護 1・2・3	
・自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）	

2 例外給付にあたり市の判断を要する場合

（1）対象

「3 例外給付にあたり市の判断が不要である場合」に該当しない場合であっても、次の①及び②を満たす場合は、確認依頼書に基づき市が判断することで例外的に指定（介護予防）福祉用具貸与費の算定が可能である。

① 次のア～ウまでのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見（※）に基づき判断されていること。

ア 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表 2 の厚生労働大臣が定める者のイに該当する者	例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象
イ 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに表 2 の厚生労働大臣が定める者のイに該当するに至ることが確実に認められる者	例：がん末期の急速な状態悪化
ウ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表 2 の厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者	例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

※ 医学的な所見については、次の方法で確認すること。

- ・ 主治医意見書による確認
- ・ 介護支援専門員が、医師の所見を聴取の上、その内容を居宅サービス計画へ記載する
- ・ その他、医師が医学的な所見に基づく判断を行ったことを示す書類

② ケアマネジャー等がサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断していること。

(2) 例外給付に係る確認依頼の手続き

① 提出書類

- ・ 福祉用具貸与サービス利用（例外給付）確認依頼書
- ・ 対象福祉用具が必要であると判断した記録の写し（サービス担当者会議の記録等）

【様式・関係通知等掲載先】

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > お知らせ > 福岡市の介護報酬算定等に係る考え方・方針

https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5-3_kanngaekata.html

② 提出先

対象の利用者の住所地の区役所窓口（郵送又は持参による）

③ 再提出が必要な場合

- ・ 認定の更新、区分変更に伴って、認定有効期間に変更があった場合
- ・ 担当する居宅介護（介護予防支援）事業所に変更があった場合（担当変更のみの場合は不要）
- ・ 福祉用具の種目に変更・追加がある場合

④ 留意事項

- ・ 給付対象期間は、サービス利用日から認定有効期間満了日までとなる。ただし、サービス利用日以降に提出された場合は、提出日以降となる。
- ・ 認定の更新、区分変更に伴う再提出を行う場合は、給付対象期間に十分注意のうえ提出すること。
- ・ 1人の利用者が複数種目の確認依頼をする場合、当該福祉用具を必要とする医師の医学的な所見が同じである場合にのみ、まとめて提出することが可能である。
- ・ 暫定ケアプラン作成時は、確認依頼書の「1 提出事業者」に居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の双方の名称等を記載すること。
- ・ 認定有効期間の満了日直前に想定と異なる結果が出た場合にあっては、速やかに区へ相談すること。

3 例外給付にあたり市の判断が不要である場合

次の①又は②に該当する場合は、本市への確認依頼書の提出は不要である。サービス担当者会議等により必要性が判断された結果を保存すること。

- ① 「表 2」の「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する基本調査の結果」に該当する場合
- ② 「表 2」の「※参照」に該当する場合

4 その他留意事項

(1) 介護支援専門員の方へ

- ① 「表 2」の「厚生労働大臣が定める者のイ」への該当有無を確認するために、認定調査票を本市より入手すること。ただし、当該軽度者がこれらの結果を介護支援専門員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合は、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示するよう求め、入手すること。
- ② 当該軽度者の調査票の写しを指定（介護予防）福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、認定調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付すること。
- ③ 2（1）①のア～ウのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の氏名を居宅サービス計画に記載すること。この場合において、介護支援専門員は、指定（介護予防）福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の氏名について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供を行うこと。

(2) 指定（介護予防）福祉用具事業者の方へ

- ① 「表 2」の「厚生労働大臣が定める者のイ」への該当性を確認するための方法は次の方法によるものとする。
 - ・居宅介護支援事業者から当該軽度者の認定調査票について必要な部分の写しを入手すること。
 - ・当該軽度者に担当の居宅介護支援事業者がいない場合は、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示するよう求め、入手すること。
- ② ①で入手した文書等について、個別計画書と併せて保存すること。

(3) 返還となる場合について

確認依頼書等の提出がないこと等により、本市でサービスの必要性が確認されないまま福祉用具貸与サービスが実施されたものは、原則として指定福祉用具貸与費は算定できない。

そのため、確認依頼書等の提出を行うことなく、すでに算定した指定福祉用具貸与費については、福祉用具貸与事業者と協議の上、返還を行う必要がある。なお、これにより生じた福祉用具貸与事業者の損失については、利用者、その家族等へ負担を求めることは適切ではない。

表 2

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1 - 7 「 3. できない」
	② 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※参照
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1 - 4 「 3. できない」
	② 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3 「 3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3 「 3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ① 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3 - 1 「 1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3 - 2 ～基本調査 3 - 7 のいずれか 「 2. できない」 又は 基本調査 3 - 8 ～基本調査 4 - 15 のいずれか 「 1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	② 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2 - 2 「 4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1 - 8 「 3. できない」
	② 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2 - 1 「 3. 一部介助」又は「 4. 全介助」
	③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※参照
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 ① 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2 - 6 「 4. 全介助」
	② 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2 - 1 「 4. 全介助」

※アの②及びオの③について

該当する認定調査項目がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について、適切な助言ができる者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者が判断すること。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこと。

「電動車いす」に関するについても、適切なケアマネジメントにより判断すること。